事例No.	296
公表年度	H28
団体の属性	指定都市
団体名	熊本県熊本市

事例区分	公営企業

タグ	・と畜場事業 ・（公営企業）その他 ・組織改革

事例種類	事業廃止

事例内容・タイトル

「熊本市食肉センターの廃止」

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

と畜場:事例1

○ 事例名等

事例名	熊本市食肉センターの廃止
団体名	熊本市
事業名(事業区分)	と畜事業
法適用区分	非適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)	735,174	行政区域内面積(㎢)	390.32
事業開始年月日	昭和40年4月	施設面積(㎡)	4,536.58
年間処理実績(頭)	2,820 (H27年度　馬のみ)	職員数(人)	6

※表中の計数はH28年3月末時点

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

① 処理頭数の減少

・熊本市食肉センター(以下、「市食肉センター」という。)は昭和40年に開設。昭和47年度には市食肉センター内に熊本市食肉地方卸売市場を開設し、衛生的な食肉の安定的な供給に努めた。

・ピーク時の昭和52年度には25万8千頭を処理していたが(牛、豚、馬等)、他県で民間施設が設置されたことから、処理頭数は年々減少。施設改善に努めたが、平成10年度は10万頭を下回り、平成20年度以降は処理頭数が5万頭以下にまで減少(特に、豚の減少が顕著)。

・馬刺しが熊本を代表する特産品の一つであることから、馬については年間4、5千頭を処理しているのが特徴であるが、平成13年度に大手の馬肉業者が熊本県下に馬専用と畜場を開設したことから、市食肉センターにおける馬の処理頭数は減少。

② 施設整備と老朽化

昭和61年度に豚の解体作業形態を見直し、従来の湯剥ぎラインに加え、皮剥ぎラインを新設。
平成8年度のと畜場法改正を踏まえ、市食肉センターにおいても衛生面に関する大幅な改修、改善を実施。しかし、施設の老朽化が進み、処理頭数の減少に伴う手数料収入の減少もあり、毎年数億円の赤字を出している状況であった。

(2)検討を開始した契機・導入過程

平成15年度　上記の状況を踏まえ、市食肉センターのあり方について庁内で検討を開始。
平成16年度　「現地改造又は新築」、「移転新築」又は「廃止」の各方向性について、それぞれ検討することとした。
平成17年度　「現地改造又は新築」は、事業費及び休業期間等を踏まえ実質的に困難と判断し、新たに市食肉センターのと畜機能を県下のと畜場に移転する方向性について表明。
平成18年度　県下の複数の民間と畜場を相手に、市食肉センターのと畜機能移転に関する協議を開始。
平成20年度　機能移転に関するプロジェクトを担当局に設置し、熊本県、と畜場関係者、食肉業者、熊本市食肉地方卸売市場の卸売業者等との協議を開始。
平成24年度・12月、牛及び馬のと畜機能の移転について、県南の民間と畜場と合意。
・平成25年第1回定例会において、「熊本市食肉センターを廃止する条例」及び「熊本市食肉センターの廃止に伴う支援等に関する条例」が可決。
・併せて、県南の民間と畜場における牛及び馬と畜施設の整備等に必要な代替施設整備経費等予算を可決。
平成25年度・4月、熊本市は県南の民間と畜場と、「熊本市食肉センターと畜機能移転に関する協定」を締結。
・5月、同と畜場が牛と畜場設置許可を取得し、牛と畜業務を開始。
・7月末、市食肉センターは牛と畜業務を終了し、8月以降は牛と畜機能を同と畜場に移転。
・8月、豚と畜機能の移転について、県北の民間と畜場と合意。
・第3回定例会において、県北の民間と畜場における豚と畜施設の整備等に必要な代替施設整備経費予算を可決。
・10月に同と畜場と「熊本市食肉センターと畜機能移転に関する協定」を締結。
・市食肉センターは、平成26年3月末に豚と畜業務を終了し、同年4月以降、豚と畜機能を移転。

平成26年度・平成27年1月、県南の民間と畜場が馬と畜施設の建設に着工。
・平成27年第1回定例会において、平成27年12月末に市食肉センターを廃止する方針を表明。
平成27年度・馬と畜場の設置許可取得が遅れたことにより、市食肉センターのと畜業務を平成28年1月末まで継続。
・「熊本市食肉センター条例を廃止する条例の施行期日を定める規則」を公布し、施行期日を平成28年2月1日とした。
・平成28年2月、当該民間と畜場が馬と畜場設置許可を取得。
平成28年度　5月に食肉地方卸売市場の卸売業者が、卸売業務の廃止届けを提出。
熊本県の卸売市場廃止許可を受け、7月に熊本市食肉地方卸売市場条例等を廃止。

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい
・施設の老朽化や厳しい経営状況等を踏まえ、平成15年度から施設のあり方について検討を開始。
・対応方針として、「現地改造等」、「移転新築」又は「廃止」などの各方向性について検討した結果、市食肉センターのと畜機能を県下の民間と畜場に移転することを決定。
・と畜場関係者、食肉業界等多くの関係者との協議に時間を要したが、県北のと畜場に豚を、県南のと畜場に牛及び馬を機能移転することで合意し、民間と畜場に機能移転するための施設整備を進めた。
・機能移転完了後、平成28年2月に市食肉センターを廃止した。
・熊本市議会に対し、定例会毎に進捗状況等を報告し、機能移転先となる各と畜場の視察も行い、理解を求めた。

(2)効果
・と畜機能移転によって、牛、馬及び豚は、それぞれの最新鋭のと畜場で処理されており、これまで以上に安全で衛生的な食肉が消費者に供給されている。
・市食肉センターの廃止によって、財政的な負担が解消された。
・市食肉センターの跡地利活用に関しては、売却を基本に関係機関と協議を進めることとしている。

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
・市長が、市食肉センターを廃止することを決断し、トップダウンで事業を推進したことにより、組織的で強固な取組みとなった(平成20年度に、この案件を担当する部署を設置し、法制部門との協議を重ねて事業を進めた)。
・状況に応じ、法的対応の意思を明示したことにより、難航した協議が進展することとなった。

(2)今後の課題等
・今後は、熊本市の畜産振興の観点から、必要に応じて対応を検討していく。

○問合せ先

担当課	熊本市農業・ブランド戦略課		
TEL	096-328-2403	MAIL	nabeshima.toyokazu@city.kumamoto.lg.jp